

「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」

～ 平成 28 年 8 月 15 日から 11 月 30 日まで ～

第 67 回 全国労働衛生週間 平成 28 年 10 月 1 日～7 日 (準備期間 9 月 1 日～30 日)

健康職場 つくる まもるは みんなが主役

9 月は「職場の健康診断実施強化月間」です

～ 健康は心とからだのチェックから ～

全国労働衛生週間(10 月 1 日～7 日)及び同準備期間(9 月 1 日～30 日)については、前号でお知らせしたところですが、この準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」とも位置付けて、事業者による健康診断の実施及び健康診断実施後の措置等の徹底を図ることとしています。

月間中に重点的に取り組んでいただきたい事項は次の ～ のとおりです。

健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断後の措置の徹底

健康診断結果の記録の保存の徹底

一般健康診断結果に基づく必要な労働者(有所見者)に対する医師又は保健師による保健指導の実施

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携

50 人未満の事業場における大島郡地域産業保健センターの活用

全国の 50 人以上の事業場における平成 27 年の健康診断における有所見率は 53.6% となっています。中でも、血中脂質(32.6%)、血圧(15.2%)、肝機能(14.7%)に係る有所見率が高いことから、生活習慣を見直す必要があると言えます。

各団体におかれましても、これまで以上の積極的な健康診断への取組について、ご理解とご協力をお願いします。

特別教育・技能講習等について

労働安全衛生法では、労働災害を防ぐためには労働者にも安全衛生の知識を持ってもらうことが必要であると考え、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに就くときは、その業務に関する安全又は衛生のための**特別の教育**を受けておくことが求められています。

また、労働者が従事する作業の中には、操作を誤ると他の労働者などにも被害が及ぶものもあることから、このような危険な業務には一定の資格を有する労働者だけを就かせることが必要であると考え、クレーンの運転等の業務で政令で定めるものについては、**免許**を受けることや**技能講習**を修了することが求められています。

鹿児島県内で特別教育や技能講習などを行っている団体を鹿児島労働局のホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_ei_sei/shiken.html)に掲載しています。各講習名をクリックすると実施団体等が分かります。講習の日程、受講の申し込みについては各団体へ直接お問い合わせ下さい。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～

企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)

労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)

労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労基署
だより

第 104 号

H28.9.2

名瀬労働基準監督署

TEL 0997-52-0574

FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1 時間 **694 円**

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/v/ar/rev0/0109/9467/2015-0911-1.pdf>)

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不
払残業などのご相談
を夜間・土日に無料
でお受けします。

0120-811-610

働く人の
メンタルヘルス
ポータルサイト
「こころの耳」

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令
各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。